

「令和2年度税制改正に関する提言」の解説

公益財団法人 全国法人会総連合

目 次

はじめに

I. 税・財政改革のあり方	1
II. 経済活性化と中小企業対策	10
III. 地方のあり方	12
IV. 震災復興等	14
V. その他	14

はじめに

本年の「税制改正に関する提言」は日本経済の現状について、これまでの政府などによる「緩やかな拡大」との基調判断は明らかに変調をきたしており、景気減速懸念がにわかに強まっているとの認識を示しました。米国と中国による通商摩擦の本格化や円安・株高をもたらした異次元の大規模金融緩和策の手詰まり感などにより、厳しい局面に入ってきたからです。

アベノミクスは本来、異次元緩和でデフレ脱却への環境を整え、成長戦略で自律回復を実現するシナリオでした。しかし、成長戦略の中核を担うべき規制改革が中途半端に終わったため、このシナリオは崩れてしまったのです。残念と言うしかありません。

国家的課題である財政健全化はもっと深刻な状況です。消費税率10%への引き上げは本年10月にやっと実現しましたが、2度の引き上げ延期で4年遅れとなりました。この結果、基礎的財政収支（プライマリーバランス＝P/B）黒字化という健全化目標の達成は大幅に先送りされたのです。これは財政規律を著しく毀損した結果であり、提言は政府の税財政運営に厳しい批判を加えています。

我が国経済を取り巻く環境は、指摘した米中摩擦の深刻化など厳しさを増しており、その影響は間違いなく中小企業にも及ぶでしょう。政官財あげてこうした外的ショックにも対応できるような強い経済財政構造を構築せねばなりません。とりわけ、政府には「令和」という新しい時代を迎えた今こそ、成長戦略と税財政改革に不退転の決意で臨むよう求めた次第です。



本解説は、税制委員会の議論を踏まえて策定された提言の背景などを、各会の役員・税制委員はじめ多くの方々に理解していただくよう、税制顧問の岩崎慶市がポイントを絞って執筆したものです。

I. 税・財政改革のあり方

令和を迎えて振り返る平成の30年間

本提言は「令和」という新時代を迎えて最初であるため、平成時代を振り返りながら少し時系列な検証を試みています。元号が変わったからといって経済社会のトレンドが一変するわけではありませんが、「平成」のほぼ30年間はちょうどワンジェネレーションという区切りでもあり、それを検証することは決して無意味ではないでしょう。

ではまず、国の一般会計の基本的構造を端的に表している通称「ワニの口」と呼ばれるグラフ（資料I参照）を見ていただきたい。ワニの上あごに当たる折れ線が歳出、下あごに当たる折れ線が税収を表しています。この2本の折れ線がワニの口のようにほぼ一貫して広がっているため、こう呼ばれているのです。つまり、歳出と税収の乖離幅がどんどん大きくなっているわけです。

なぜ優等生から最劣等生に転落したのか

ワニの口の起点は平成2年度です。この年に何があったのか、改めてグラフを見てみましょう。今では夢のまた夢となった赤字国債（特例公債）の発行脱却という当時の財政再建目標を達成したのです。それは消費税導入の1年後であり、バブル経済の絶頂期でした。しかし、程なくバブルは崩壊、財政は悪化の一途をたどり、G7（先進7カ国）で優等生だった我が国財政は、あっという間に断トツの劣等生へ転落したのです。

国と地方を合わせた長期債務残高は1,122兆円（うち国債は897兆円）と国内総生産（GDP）のほぼ2倍に達しました。もちろん、この間には減税を含む財政出動による景気対策がありました。しかし、一部を除く歴代政権は景気が回復しても税財政の手綱を引き締めることはしなかったのです。

「受益」に当たる歳出を抑制せずに、増税などの「負担」を極力避けてきたのですから、両者のギャップが広がるのは当然のことです。この誰が見ても分かるいびつな構造を改革せずに放置してきたのは明らかに政治の怠慢です。いや、その政治を選択した

のは国民ですから、提言はその責任についても問いかけています。

歳出増加分の大半を占めた社会保障費

このいびつな構造を端的に反映しているのは、何といたっても社会保障分野です。1990年度（平成2年度）と2019年度（令和元年度）の一般会計予算を比較すると一目瞭然です（資料Ⅱ参照）。税収は58兆円から4.5兆円しか増えていないのに、社会保障費は11.6兆円から34兆円と2.9倍に跳ね上がり、歳出全体の3分の1を占めるに至ったのです。この間、他の歳出分野は微増ですから、社会保障費の増加分が歳出全体の増加分のほとんどを占めており、それを赤字国債で埋める形になっているのです。

この構造を“先進国クラブ”と称されるOECD（経済協力開発機構）加盟諸国と対GDP比で比較（資料Ⅲ参照）してみると、社会保障支出は中位に属していますが、税負担と社会保険料負担を合わせた国民負担率は低位となっており、この不均衡が「中福祉・低負担」といわれる所以です。

「社会保障と税の一体改革」も大きく変質

他の先進国、例えば北欧諸国は「高福祉・高負担」、米国は「低福祉・低負担」というようにバランスがとれています。我が国は「中福祉・中負担」を目指していますが、これを実現するには「受益」に当たる社会保障給付を大胆に抑制しつつ、負担水準を引き上げていくしか方法はありません。

その意味で、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立を理念とした「社会保障と税の一体改革」は重要な一歩でした。しかし、「負担」面である消費税率10%への引き上げは予定された2015年10月から2017年4月、そして本年10月へと2度も延期された末にやっと実現の運びとなったのです。実に当初の予定より4年遅れとなりました。

「給付」面でも社会保障の安定財源と位置づけられていた消費税の使途が年金、医療、介護、子育ての4経費から教育無償化にまで拡大されたのです。これは改革の理念を失わせるだけでな

く、消費税のあり方をも変質させたといえるでしょう。

消費増税への過大な環境整備は本末転倒

このように財政規律を毀損するような政策は、税率引き上げによる景気変動の抑制を目的とした財政措置にもみられます。増税による負担影響額を軽減税率導入や幼児教育無償化などで2兆円程度に圧縮したうえ、ポイント還元や公共事業などで2.3兆円の財政措置を取ったのです（資料Ⅳ参照）。

確かに税率引き上げへの環境整備は必要でしょう。しかし、増税による税収増を財政措置が一時的にせよ上回るのです。これでは何のための増税なのかわかりません。提言ではこの対策を「本末転倒」と厳しく指摘しました。せめて企業収益が絶好調だった2017年4月に10%へ引き上げていれば、こんな過大な環境整備は必要なかったでしょう。返す返すも残念でなりません。

PB黒字化目標は2022年度以前に前倒しを

こうした財政規律の毀損は財政健全化目標を直撃しました。

2020年度のPB黒字化目標は2025年度へ5年も先送りされたのです。団塊の世代は2025年に全員が後期高齢者入りするため、医療、介護を中心に財政需要の激増が見込まれており、「2025年問題」と言われています。

2025年度の黒字化目標はここに照準を合わせたのですが、団塊の世代の先頭は2022年から後期高齢者に入り始めます。一方で社会保障の支え手である労働力人口は急減していきます。こうした人口動態を踏まえれば、2025年度のPB黒字化目標では手遅れになるでしょう。このため、提言は2022年度以前に目標年度を前倒しするよう求めたわけです。

国民に誤解を与える2021年度の間目標

本年7月に更新された内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」（資料Ⅴ参照）では、成長実現ケースでもPB黒字化するのは2027年度となっています。安倍晋三政権は改革努力によっ

て黒字化を2年前倒しするのだと胸を張りたいのですが、そこには何の根拠も見出せません。

昨年、黒字化への中間年度と位置付けた2021年度の目標に至っては、まったく評価に値しないどころか国民に誤解を与えるような内容となりました。昨年の提言解説でも触れましたが、とても看過できるものではないので今回も取り上げることにしました。

中間目標の内容は①PB赤字の対GDP比を1.5%程度②債務残高対GDP比を180%台前半③財政収支赤字を対GDP比3%以下にするというものです。一見するとなかなか意欲的な目標に見えますが、実際はそうではありません。

黙っていても中間目標をクリアできる仕掛け

もう一度内閣府の試算（資料V参照）をご覧ください。3つの指標ともほぼクリアしています。とくに債務残高と財政赤字の対GDP比の改善度合いは注目に値します。しかし、そこにはある仕掛けが隠れているのです。日銀が抑え込んでいる名目長期金利の異常な低さと楽観的過ぎる高い名目成長率の関係がそれです。

まず債務残高の対GDP比ですが、両者の関係を単純化して考えると、GDPと債務残高が同額と仮定した場合、成長率と利払い費の伸びを決定する長期金利の水準が同じなら債務残高対GDP比は変わらないことになります。実際にはもっと複雑な前提を置かねばなりません。長期金利が成長率を大幅に下回っている現状では、黙っていても債務残高対GDP比は低下していく仕掛けなのです。

金利が正常化すれば中間目標の指標は急速に悪化へ

財政収支の指標については国債の利払い費を含むためPBより厳しいのですが、他の先進国はこの指標を健全化目標として採用しています。日本もやっとその仲間入りをしたのかと喜ぶところですが、これも債務残高対GDP比と同じ理屈で、一時的に改善しているように見えるだけなのです。

長期金利はいずれ正常化し、成長率を上回っていくと見るのは

常識であり黄金律のようなものです。そうすれば、利払い費の急増による財政の悪化、さらなる金利の上昇という負のスパイラルに落ち込みます。楽観的な内閣府試算でさえ今後の展望について、「長期金利の上昇に伴い、低金利で発行した既発債より高い金利による借り換えが進むことに留意が必要」としています。

財政赤字を国内でファイナンスする余裕はあるか

異常な低金利を支えてきた日銀の国債保有割合は、すでに5割近くに達しています。詳しくは後述しますが、市場ではその副作用も顕在化しています。財政の信認をかりうじて支えてきた経常収支も十分な黒字確保が難しくなっているうえ、超高齢化社会の急進展により家計の金融純資産と地方を含めた一般政府の総債務の差が縮まっており、財政赤字を国内でファイナンスする余裕もなくなりつつあります。

このため、政府は海外での「投資家向け広報（IR）」に力を入れ始めていますが、これにはリスクも伴います。資料VIをご覧ください。海外投資家の国債保有割合はまだ12%程度にとどまっているものの、国債流通市場でのシェアは、長期金利の方向性を示す先物で6割を超えています。これはすでに国債市場を海外投資家が主導していることを示しており、財政に対する彼らの信認を得ることが極めて重要になってきたのです。

「税率10%超」の議論を早急に

我が国の財政は危険水域に入っており、残された時間は少ないのです。2025年度のPB黒字化目標と2021年度の間目標で示された見せかけの財政改善に惑わされているわけにはいきません。指摘してきたように消費税率10%の実現で安心できるような財政状況にはないからです。「税率10%超」に向けた議論は今から始めなければ手遅れになるでしょう。

そして税財政改革を確実に実行できるような枠組みを早期に構築せねばなりません。そのためには再三にわたって提言してきた「骨太の方針2006」のような歳出・歳入一体改革の手法以外にありません。

これはPB黒字化の目標年度に向けてその所要額を算出したうえで、まず各歳出分野の削減・抑制額と具体的な改革方策を工程表に明示し、不足額を消費税中心の増税で賄うというものです。少なくとも現行の中間目標年度である2021年度に改革工程表を策定し実行に移さなければ、大幅に先送りした2025年度黒字化にさえ間に合わないでしょう。

有力な選択肢として浮上した「小刻み」な税率引き上げ

今回の提言では触れていませんが、「税率10%超」の議論をするうえで有力な選択肢として浮上してきた「小刻み」な引き上げについて紹介しておきましょう。これまでは中小零細企業の対応が困難なため、非現実的な方法とみられていましたが、これらの企業も対応可能になってきたからです。

複雑な事務手続きが強いられるキャッシュレス決済と軽減税率に対応できるよう、政府が多様な機能を有するレジ端末導入に向け補助金制度を創設したのです。怪我の功名とでもいうべきか、これにより簡単なソフトの修正で小刻みな税率引き上げにも対応可能になるとみられるのです。

しかも、毎年1%や0.5%の引き上げなら景気変動は最小限に抑えられ、今回のような大掛かりな増税対策も必要なくなります。欧州では英国がリーマンショック後の景気対策で付加価値税を引き下げた後、すぐ引き上げるなど自在に小刻みな税率引き上げ、引き下げを実施しています。我が国でもこうした手法が導入されれば、過剰な消費税アレルギーもなくなるでしょう。

軽減税率制度に反対の姿勢を維持

ただ、提言は今回の引き上げに伴う軽減税率制度導入とポイント還元制度については混乱必至と懸念を表明し、それを最小限に抑えるよう求めています。とくに、法人会は軽減税率制度について、税制の簡素化や税収確保面などで問題が多いことから税率10%程度までは単一税率とし、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するよう求めてきました。こうした経緯を踏まえ、提言では同制度導入後に問題があれば「制度の是非を含め

て見直しが必要」との表現でこれまでの姿勢を担保しています。

身の丈に合わない社会保障給付の増加率

さて、話を「歳出・歳入一体改革」に戻しましょう。その焦点が社会保障分野にあることは、改めて指摘するまでもありません。増大する社会保障給付（資料Ⅶ参照）を「重点化・効率化」で可能な限り抑制し、同時に国民の相応の負担をどう確保するかが持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化に不可欠だからです。

何しろ2018年に121.3兆円だった社会保障給付は、団塊の世代がすべて後期高齢者となる2025年に約140兆円、「団塊ジュニア」が年金受給年齢に達するなど高齢者人口がピークを迎える2040年には約190兆円に膨らむ見通しなのです。国全体の負担能力との関係性を判断するGDP比でみると、2018年の21.5%から2040年には24%に上昇するのです。まさに身の丈に合わない給付の伸びといえます。

全世代型社会保障検討会議は抜本改革に踏み込めるのか

政府はこれにどう対応しようとしているのでしょうか。画期的な一歩とみられていた「社会保障と税の一体改革」は、残念ながら理念も枠組みも失われてしまいました。そのためか、安倍政権は「全世代型社会保障検討会議」なる組織を立ち上げ、年内を目途に中間報告をまとめるとしています。

しかし、この会議も給付と負担の双方で抜本改革に踏み込む姿勢がみられず、ほとんどがすでに検討された小幅の改革メニューに留まりそうです。とくに負担面では「消費税率10%超」の議論を封印しており、改革に向けた本気度が問われそうです。

年金を大きく上回る医療と介護の増加率

では、分野別の給付増加額見通しと求められる改革を提示していきましょう。2040年段階で給付額が最大なのは年金の73.2兆円ですが、2018年と比べた増加額では医療が最も大きく、68.5兆円と30兆円近く増える見通しです。介護も

10.7兆円から25.8兆円へ急増し増加率では最大です。

年金が増加額、増加率とも比較的小さいのは、人口動態や物価、現役世代の賃金などを基準に給付を自動的に抑制する「マクロ経済スライド」導入などによるものです。先の参院選を意識して大幅に公表を遅らせたとして批判された5年に1度の財政検証も、冷静に見ればそれほど衝撃的な内容ではありませんでした。ただ、年金財政を健全化させるには、年金支給開始年齢を他の先進国並みの67歳～70歳に引き上げていくなどの抜本的改革が必要になるでしょう。

診療報酬の「本体」に切り込めるかが注目点

医療分野では来年が2年に1度の改定年に当たる診療報酬の問題が注目されます。焦点は医師の人件費などにあたる「本体」にどう切り込むかです。「薬価」はほぼ一貫して引き下げられてきたのに、「本体」は逆に引き上げられてきました。診療報酬には多額の公費（税金）と保険料が投入されている点を忘れてはなりません。

「本体」引き上げの根拠として医師不足などが語られてきました。しかし、医師不足の本質は医師の偏在にあるとの指摘が妥当でしょう。その偏在をもたらしめているのが、いびつな診療報酬体系だといわれています。例えば病院勤務医は人員不足により激務が強いられていますが、収入は開業医（診療所）より大幅に低いのです。地方と都市や診療科間の偏在にもこうした診療報酬配分の問題が指摘されています。

医師の偏在是正に向け人的規制の検討も

また、医師の偏在は我が国独特の医療制度（資料Ⅷ参照）が背景にあるともいわれています。開業する地域も診療科も自由という制度がそれです。ドイツでは開業する場合、地域や診療科ごとに定員規制があり、医師の偏在を防いでいるのです。英国やフランスでもこれに似た“人的規制”が行われており、我が国もこれらを参考に正面から改革に取り組む必要があるでしょう。

全世代型社会保障検討会議では「骨太の方針2018」で検討

された①外来診療に際しての定額負担導入②後期高齢者などの窓口自己負担の見直し③医療費を抑制するための自動調整メカニズムの導入—については少なくとも実現せねばなりません。これらは効率的医療を目指すうえで必須だからです。とくに、医療費抑制の自動調整メカニズムは診療報酬にも導入すれば画期的となるでしょう。

社会保障の自己負担のあり方に関しては、やはり「負担能力に応じた公平な負担」が原則でしょう。介護でいえば多額な金融資産を所有するなど裕福な層に対する自己負担増、年金では高所得者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減などがこれにあたります。

「行革の徹底」に逆行する参院定数の6増

消費税「10%超」の議論を行ううえで忘れてならないのは「行革の徹底」です。増税の前提としてこれが位置付けられていたからです。ところが、「まず隗より始めよ」の精神で自ら身を削らねばならない政府・議会が、この国民の要請に応じているとは到底思えません。

それを象徴しているのが「一票の格差是正」などを理由とした参院の定数6増です。一票の格差は是正しなければなりません。それは定数減で行うのが本筋です。定数増で是正を行っていたのでは今後も定数は増えるばかりです。これは明らかに「行革の徹底」に逆行しています。

しかも、この6増による経費増を削減する方策として、参院議員の歳費を月額数万円自主返納するという子供だましのような措置を取りました。このため、提言では国民の批判をかわすための「小手先のパフォーマンス」と厳しく指摘しました。

様々な制度設計を可能にするマイナンバー制度の定着

マイナンバー制度については、マイナンバーカードの低い普及率をどう高めるかが重要であることを強調しています。政府もカードを2021年から健康保険証として利用できるようにするなど、かなり本腰を入れ始めましたが、さらなる方策をとるよう求

めました。

同制度の普及・定着にはプライバシー保護に全力を入れつつ、国民に利便性をどう理解してもらうかがカギになります。現在は社会保障と税、災害対策に限定している利用範囲についても、国民のコンセンサスを得ながら広げていく必要があるでしょう。そうすれば世帯収入の把握などが容易になり、税財政に関する様々な制度を設計するうえで重要なツールとなるはずです。

Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

アベノミクス立て直すには規制改革の再始動が不可欠

「はじめに」でも触れましたが、我が国経済は企業収益に陰りがみえるなど景気減速懸念が急速に高まってきました。米中経済摩擦の影響が顕在化してきたうえ、円安・株高をもたらした異次元の大規模金融緩和による効果が期待できなくなってきたからです。

アベノミクスのシナリオは日銀の異次元緩和効果があるうちに成長戦略を軌道に乗せ、デフレを脱却した力強い自律的好循環に移行するというものでした。しかし、マイナス金利まで導入した異次元緩和はとうに限界を迎えたうえ、国債市場や株式市場では日銀のプレゼンスが過大になり、市場機能や金融機能に歪みが生じるに至っています。

このため、欧米が再び緩和方向へ微妙に舵を切り始める中で、さらなる緩和策が手詰まり状態となっているのです。成長戦略も“一丁目一番地”と位置づけられた規制改革が岩盤規制といわれた農業や医療分野で中途半端に終わり、シナリオは完全に崩れてしまったのです。

「骨太の方針2019」が打ち出したAI（人工知能）活用による生産性向上や教育無償化などを中心とした「人づくり革命」、長時間労働の是正などによる「働き方改革」も社会政策に近いうえに定性的で、焦点もぼやけている印象が強いのです。こうしたことから、提言では規制改革の再始動などを強く促した次第です。

経済界も法人実効税率引き下げの前提想起を

アベノミクス最大の成果といわれた法人実効税率の引き下げでは平成

28年度税制改正で29.74%と、求めてきたドイツ並みの「20%台」が実現しました（資料Ⅹ参照）。このため、昨年と同様に当面はその効果を見定めることにしました。ただ、OECD加盟国の平均は25%、アジア主要10カ国の平均は22%となっていることを明示し、さらなる引き下げも視野に入れる必要性を指摘しました。

また、経済界にも注文を出しています。安倍政権は法人実効税率引き下げの条件として個人消費に結びつく賃上げを要請しましたが、経済界がこれに十分こたえたかというところではありません。400兆円を大幅に上回る膨大な内部留保はそれを証明しており、提言は投資や配当などその活用を促す方策を政府と経済界自身に求めました。

保護主義の愚かさを説き自由貿易のリーダーに

トランプ米政権の保護主義政策を前面に掲げた経済外交にどう対応するかも重要です。米側の強い圧力を受けた新しい貿易協定では、農産品の輸入関税について環太平洋経済連携協定（TPP）の水準内での譲歩に止めましたが、なお予断を許さない状況です。

我が国は自由貿易の恩恵を最も享受した国の一つであり、保護主義がいかに愚かで危険な政策かを説くのにふさわしい国といえます。そして自由貿易体制を守るべく先頭に立ってリーダーシップを発揮する責務があるのです。その自覚を基にTPPを離脱した米国に復帰を促すことはもちろん、日・EU（欧州連合）経済連携協定などの成果を世界に示す必要があるでしょう。

事業承継税制は使い勝手の改善が必要

中小企業にとって文字通り死活問題ともいえる事業承継では、平成30年度の税制改正で比較的大きな見直しが行われました。団塊の世代などの代替わりを円滑に促進するため、10年間の特例措置として、相続税の納税猶予割合の拡大など事業承継税制が見直されたのです。これを受け、代替わりが少なからず進展しているようです。しかし、せっかく制度改正が行われたのですから、もっと制度利用が促進されるよう「特例継承計画」の提出期限の緩和など使い勝手の改善を求めました。

また、引き続き抜本的な改革として、事業用資産については一般財産と切り離して相続税を軽減・免除する欧州主要国並みの本格的な事業承継税

制の創設も求めています。地域経済と雇用の担い手である中小企業の事業承継が困難になれば我が国経済社会に取り返しのつかない打撃を与えることになるからです。

Ⅲ. 地方のあり方

地方の自立・自助こそ真の地域再生に不可欠

本提言は国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化が地方創生戦略と共に地域経済活性化を進めるうえで重要であることを引き続き強調しています。そして、その基本理念として地方の自立・自助の精神が不可欠であることも指摘しています。

今年度が最終年にあたる第1期の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を振り返ると、こうした理念が欠けていたように感じます。地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、民間主導で新たな地場技術やビジネス手法を開発していかなければ、とても真の地方再生などできないからです。

「ふるさと納税制度」はさらなる見直しを

そうした観点から「ふるさと納税制度」の返礼品アピール競争を見ると、あまりに安易で地方活性化に本気で取り組もうとしているのか疑わざるを得ません。今般の制度改正で過度な返礼品を掲げる自治体を制度適用の対象外としたのは当然のことでしょう。

そもそも住民税は居住自治体に納める会費のようなもので、他の自治体に納税すること自体が地方税の理念である「応益原則」にそぐわないのです。こうしたことから、提言ではせめて納税先を出身自治体に限定するなど制度創設時の議論の原点に戻るよう求めました。

赤字の国が黒字の地方を支援する矛盾の本質

また、「親（国）は借金（国債発行）してまで子供（地方）に仕送り（地方交付税）しているのに、子供は多額の貯金（基金）をしている」と問題になっている地方の基金残高は22兆円と高止まりしたままです。国と地方の財政状況（資料X参照）をみると、国が大幅なPB赤字を続けているの

に地方はこの十数年、ずっと黒字なのですから、この指摘は極めて的確だといえるでしょう。

こうした矛盾はどうして発生するのでしょうか。問題の本質は地方交付税制度のあり方に根差しているのです。この制度には地方の財源が不足すれば国が自動的に補填するという「財源保障機能」が付いているのです。極端ないい方をすれば、地方は自助努力をしなくても国が面倒をみてくれる仕組みになっているわけです。

地方公務員の給与は地域の「民間準拠」が原則

しかもです。地方交付税は一般財源ですから使途は自由です。このため、高すぎるとの批判が強い地方公務員の給与も、その支えがあって可能になっているといわれています。なにしろ、国家公務員を100として地方公務員の給与（一般行政職）を比較したラスパイレス指数（資料XI参照）は、東日本大震災時の特殊要因を除くと、この十年以上100弱の水準に張り付いたままです。

つまり、地方公務員の給与は国家公務員とほぼ同じ水準なのです。これを地域の民間企業と比べると、2、3割方高いといわれています。とくに、清掃職員や給食職員など技能労務職に至っては、民間の同じ職種の1.5倍というところもザラにあります。地方公務員給与は「民間準拠」があるべき姿でしょう。

高額すぎる地方議員と行政委員の報酬

地方議員の高額報酬も問題は同根です。我が国の地方議員の平均報酬は欧米の10倍前後といわれており、市会議員で月額42万円、人口5万人以下の市でも約33万円に上っています。欧米は大都市を除いて原則ボランティアで報酬は基本的に交通費などの実費精算のみです。これが地方自治の原点なのでしょう。

我が国も欧州のように議会を夜間に開催するなどしてサラリーマンやOL、主婦などに門戸を広げ、報酬も月額ではなく日当制への移行を積極的に推進すべきでしょう。選挙管理委員会など行政委員の報酬も地方議員の問題と同根です。委員会開催は極めて少ないのですから、それこそすぐにでも日当制へ全面移行すべきです。

IV. 震災復興等

想定を超える豪雨災害などにも適切な支援を

東日本大震災の復興期間の後期にあたる「復興・創生期間」も4年目に入りました。しかし、被災地の再生は道半ばであり、原発事故の対応を含めて検証が必要であることを求めました。また、地震だけでなく想定を超えるような大型台風や集中豪雨の災害が相次いでいるため、提言ではここにも適切な支援と実効性ある措置が必要であることを強調しました。

V. その他

租税教育は学校だけでなく社会全体で

納税環境の整備では昨年同様、納税者の利便性向上を図るため、課税の基準を同じくする国税と地方税の申告納税手続きの合理化をもとめました。また、租税教育についても引き続き、学校だけでなく社会全体で取り組む必要性を強調しました。

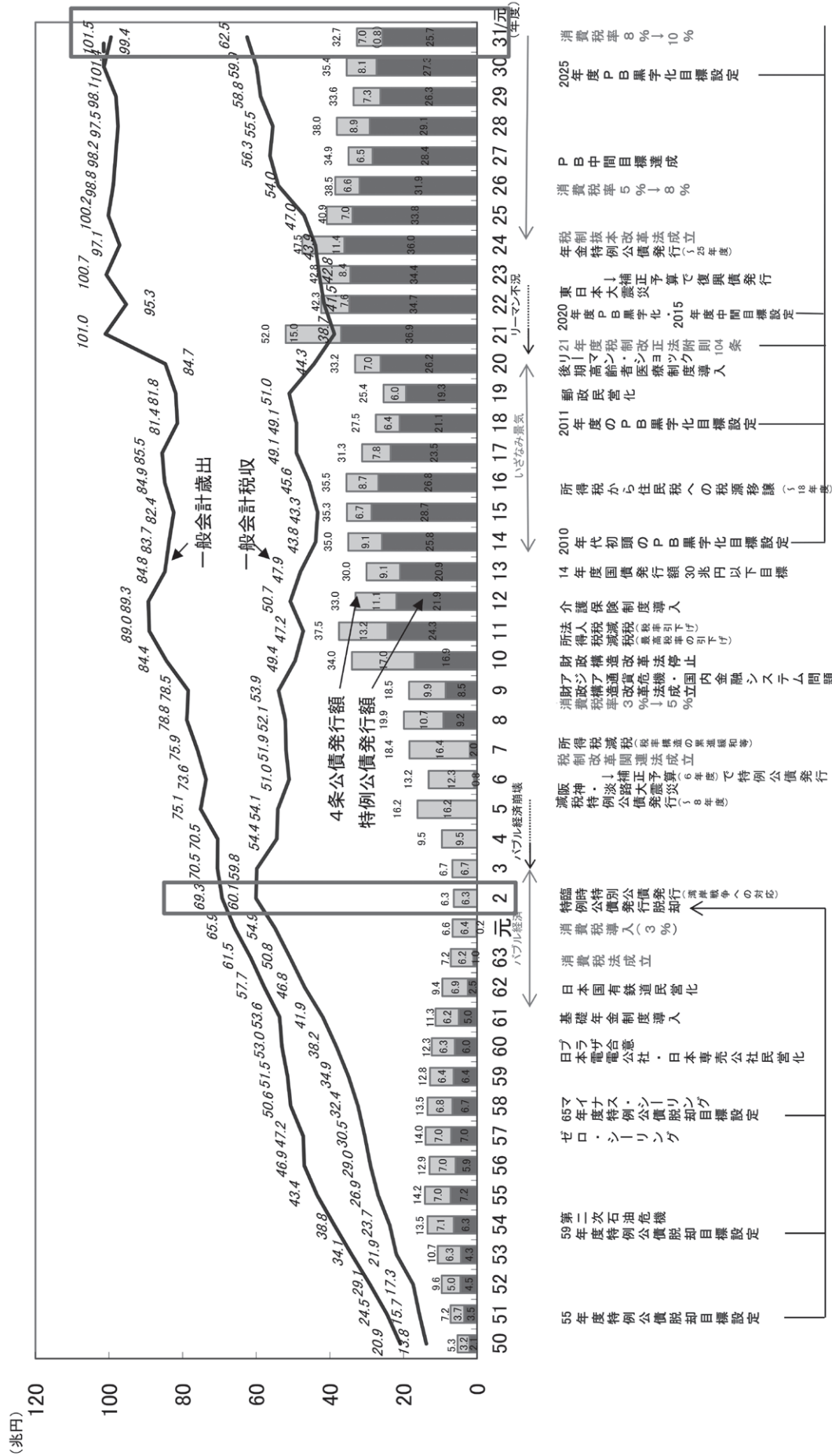
《参考資料》

- I. 一般会計における歳出・歳入の状況
- II. 1990年度と2019年度の一般会計歳出・歳入の比較
- III. OECD諸国における社会保障支出と国民負担率の関係
- IV. 「消費税率引上げに伴う対応」の概要
- V. 中長期の経済財政に関する内閣府試算
- VI. 国債の保有・流通市場の状況
- VII. 将来の社会保障給付の見通し
- VIII. 我が国の医療・介護制度の特徴と課題
- IX. 法人実効税率の国際比較
- X. 国と地方の財政状況
- XI. 地方公務員給与の実態調査結果

(注) 政府公表の資料などから引用

資料 I

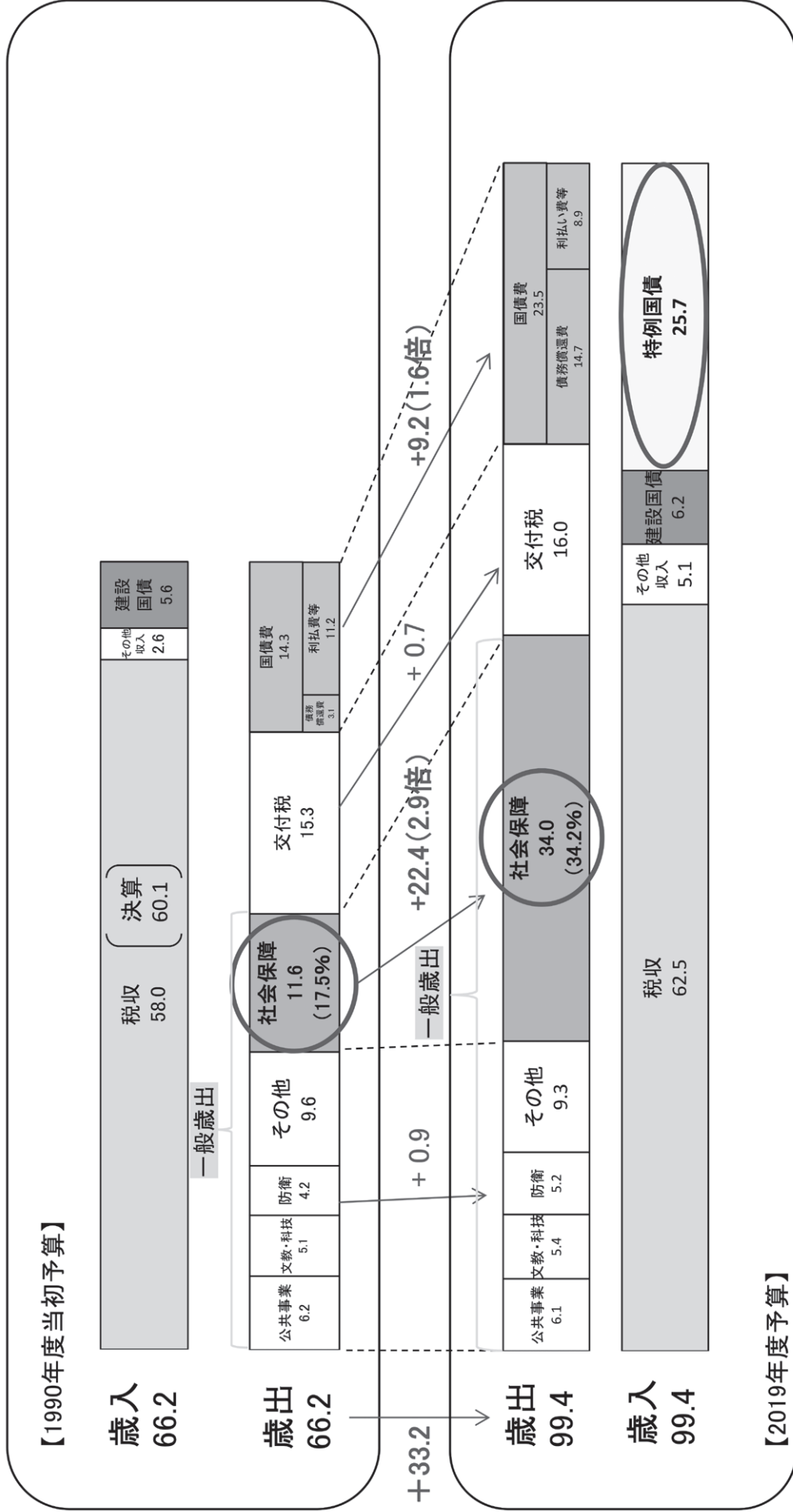
一般会計における歳出・歳入の状況



(注1)平成20年度までは決算、平成20年度は第2次補正後予算、平成31年度(令和元年度)は予算による。
 (注2)公債発行額は、平成2年度は沿岸地域における平和回復活動を支援するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による増収による増収特別公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金庫負担2分の1を實現するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金庫負担2分の1を實現するための復興債を除いている。
 (注3)平成31年度(令和元年度)の計数は、一般会計歳出については、点線が臨時・特別の措置に係る計数を示したもので、実線が臨時・特別の措置に係る計数を示したもので、総額は臨時・特別の措置も含めた計数、○内は臨時・特別の措置に係る建設公債発行額。

1990年度と2019年度の一般会計歳出・歳入の比較

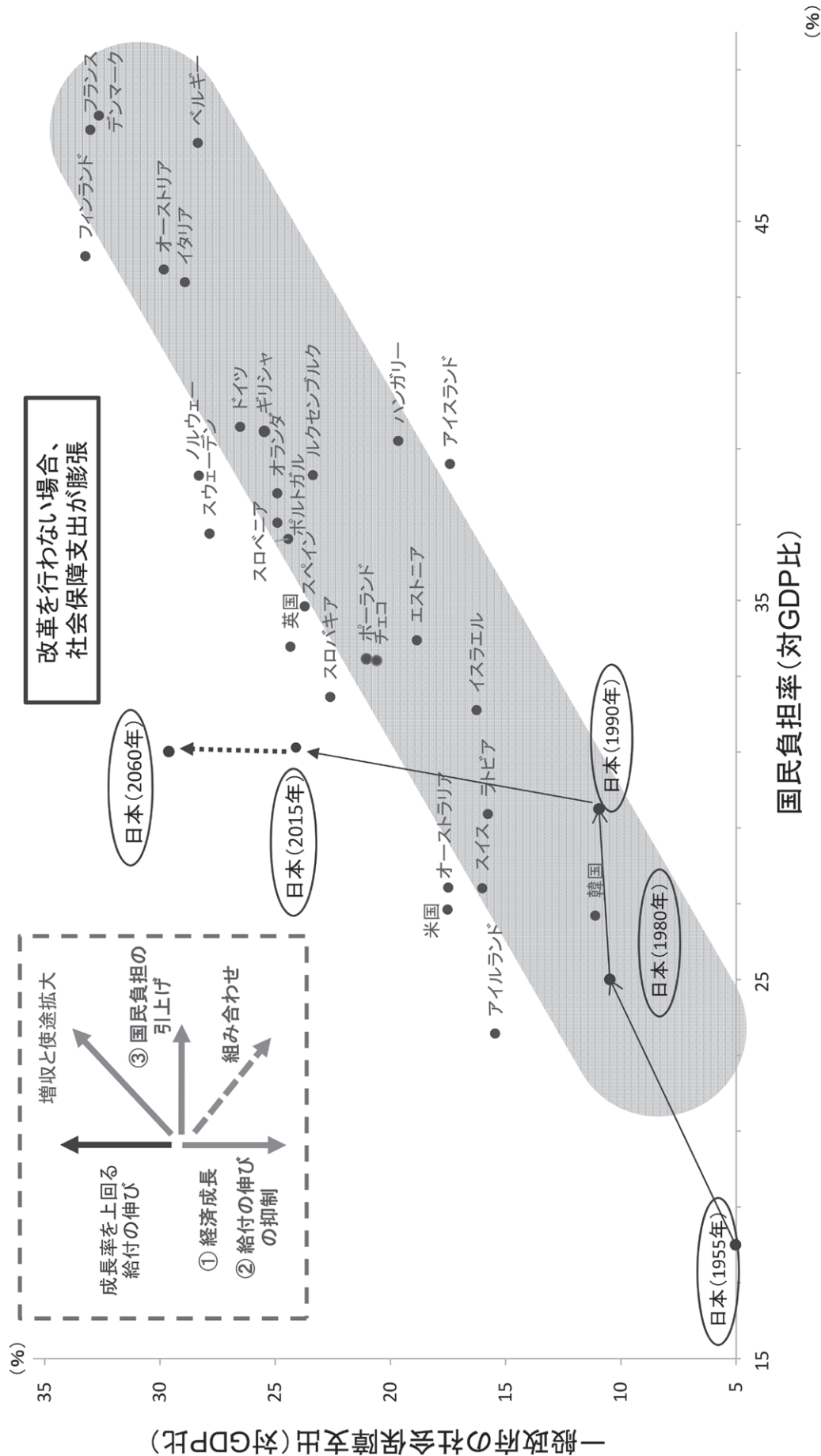
(単位：兆円)



(注1)括弧内は一般会計歳出に占める社会保険関係費の割合。
 (注2)1990年度の一般歳出には、産業投資特別会計への繰入等を含む。
 (注3)2019年度の計数は、臨時・特別の措置に係る計数を除いたもの。

資料Ⅲ

OECD諸国における社会保障支出と国民負担率の関係



(出典) 国民負担率: OECD “National Accounts”, “Revenue Statistics”, 内閣府「国民経済計算」等。
 社会保障支出: OECD “National Accounts”, 内閣府「国民経済計算」。
 (注1) 数値は、一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。
 (注2) 日本は、2015年度まで実績、諸外国は2015年実績(アイスランド、ニュージーランド、オーストラリアについては2014年実績)。
 (注3) 日本は2060年度は、財政制度等審議会「我が国の財政に関する長期推計(改訂版)」(2018年4月6日 起草検討委員提出資料)より作成。

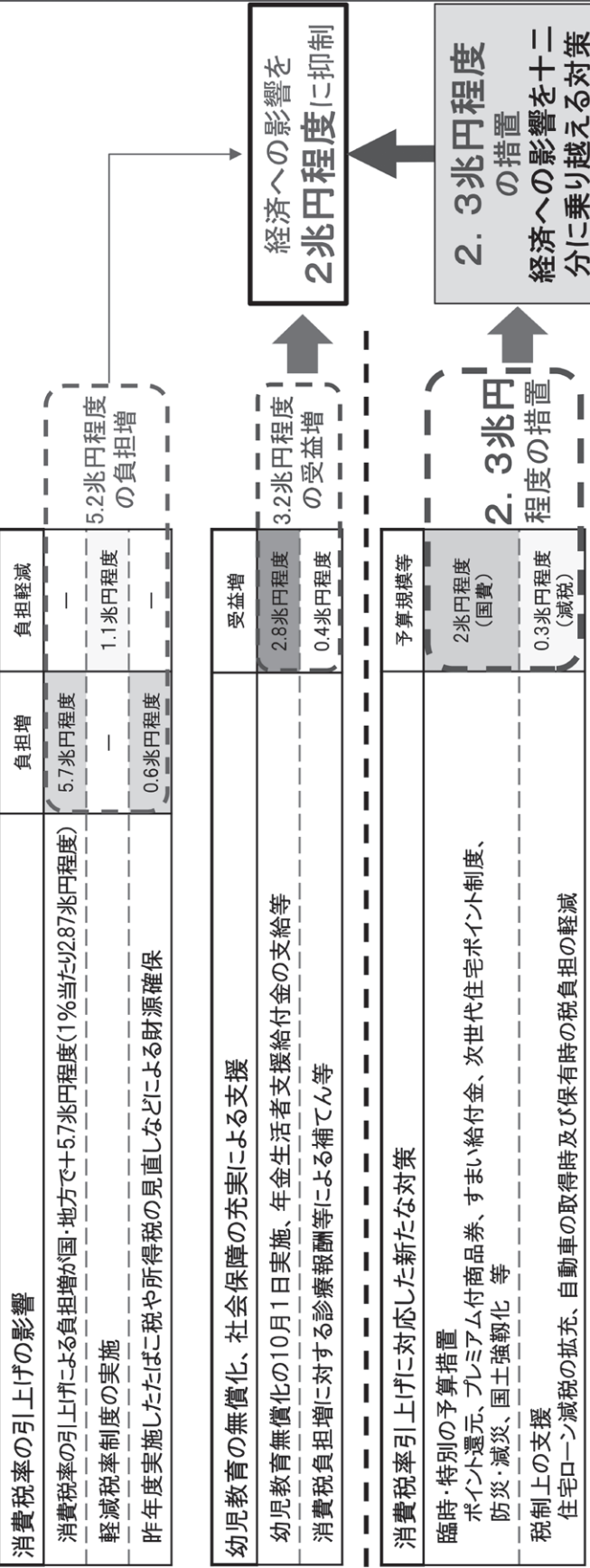
「消費税率引上げに伴う対応」の概要

基本的考え方

- 消費税率については、法律で定められたとおり、2019年10月1日に現行の8%から10%に2%引き上げる予定
- 前回の3%引上げ時の経験を活かし、あらゆる施策を総動員し、経済の回復基調に影響を及ぼさないよう、全力で対応
- ①臨時・特別の措置を講ずる2019・2020年度予算を通じて、各措置の規模・実施時期をバランスよく組み合わせ、全体としての財政規律を堅持
- ②各措置の目的を明確化
- ③未来及び経済構造改革に資する観点も十分踏まえて対応
- 消費税率引上げの必要性やその影響を緩和する措置などについて、国民に分かりやすい広報の実施

消費税率引上げによる影響と対応

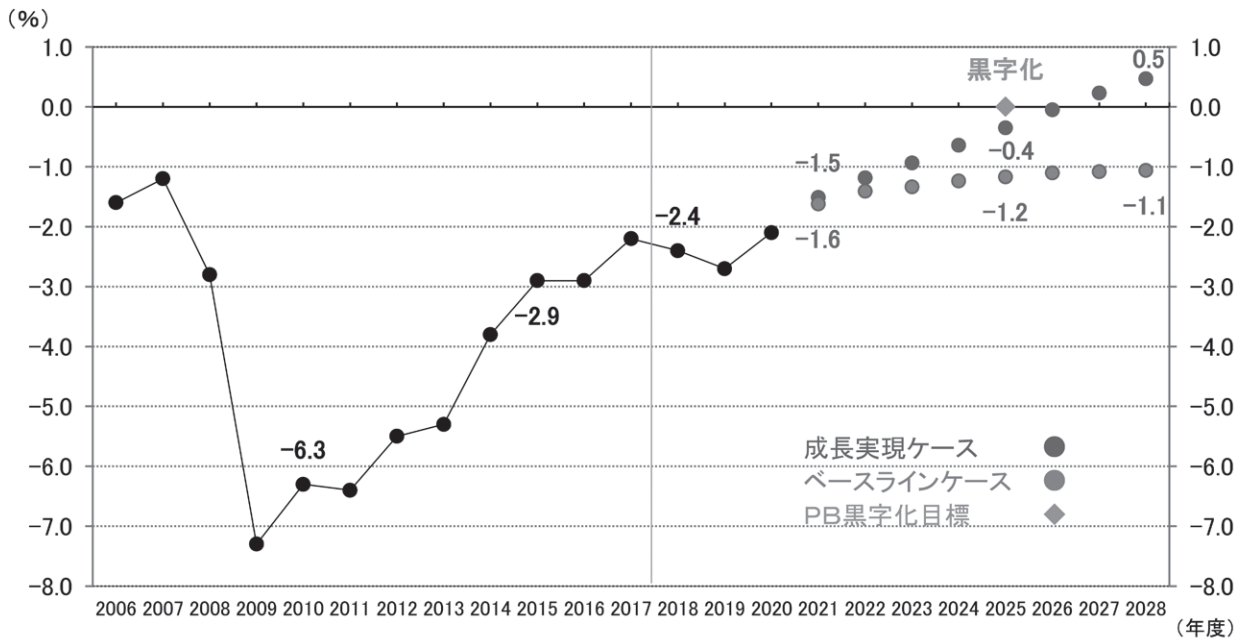
今回の消費税率引上げによる経済への影響は、幼児教育無償化等の措置により2兆円程度に抑えられる。これに対し、新たな対策として2.3兆円程度を措置。経済への影響を十二分に乗り越える対策とする。



経済への影響を
2兆円程度に抑制

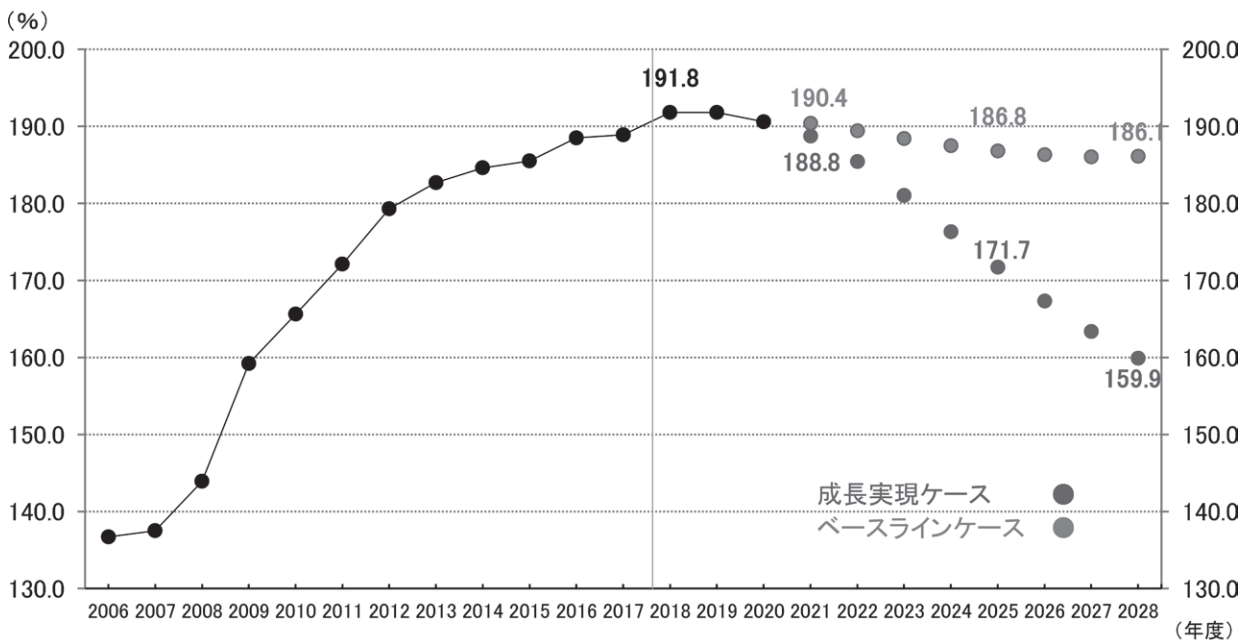
2.3兆円程度の措置
経済への影響を十二分に乗り越える対策

○国・地方のPB*(対GDP比)



・PBは、成長実現ケースでは、2025年度に対GDP比で0.4%の赤字となり、2026年度に概ね収支均衡する。

○国・地方の公債等残高*(対GDP比)



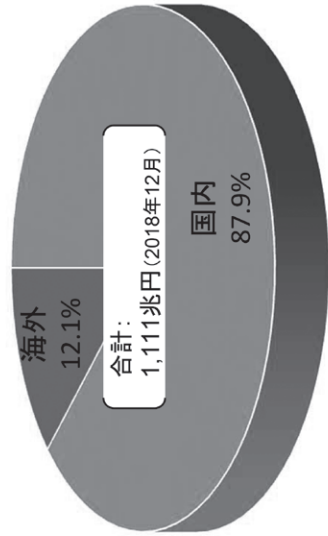
・公債等残高対GDP比は、成長実現ケースでは、試算期間内において、安定的な低下が見込まれる。なお、長期金利の上昇に伴い、低金利で発行した既発債のより高い金利による借換えが進むことに留意が必要である。

・ベースラインケースでは2020年代半ば以降、下げ止まる。

* 復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除いたベース。

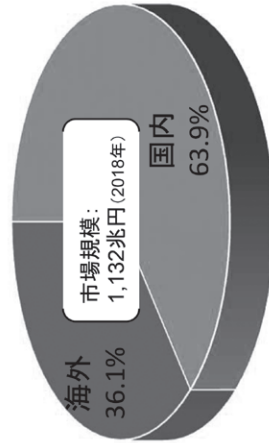
国債の保有・流通市場の状況

① 海外投資家の国債保有割合

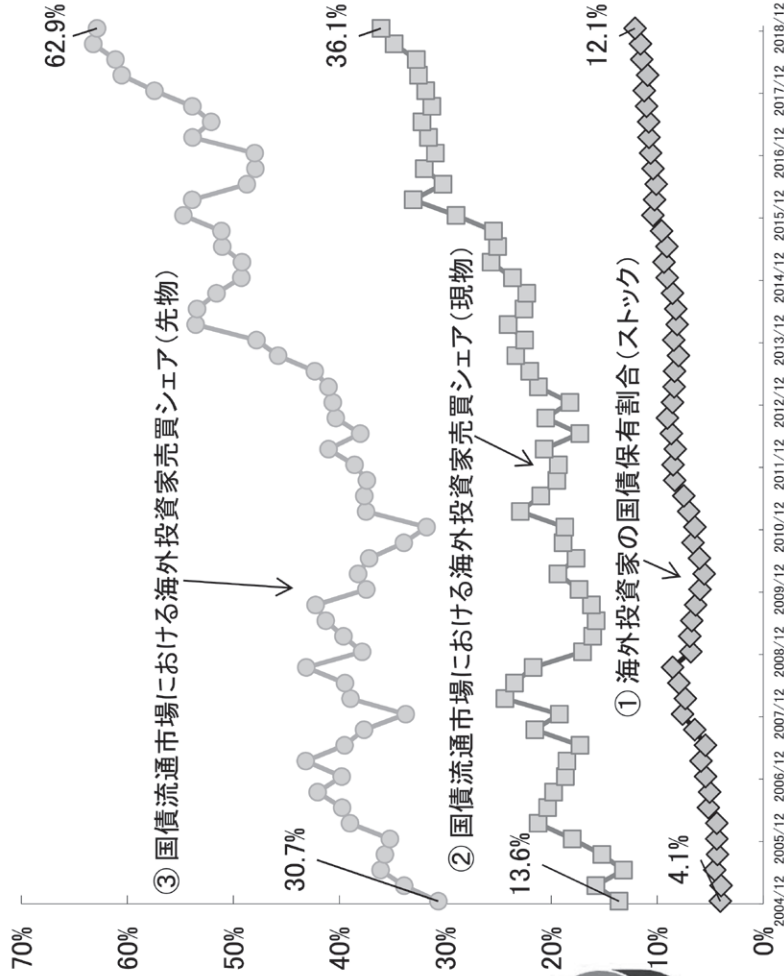
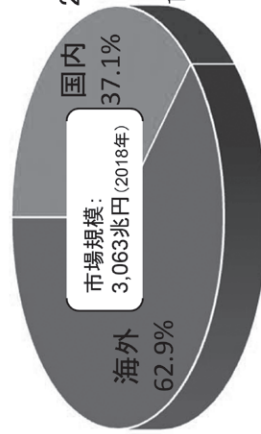


国債流通市場における海外投資家売買シェア

【② 現物】



【③ 先物】



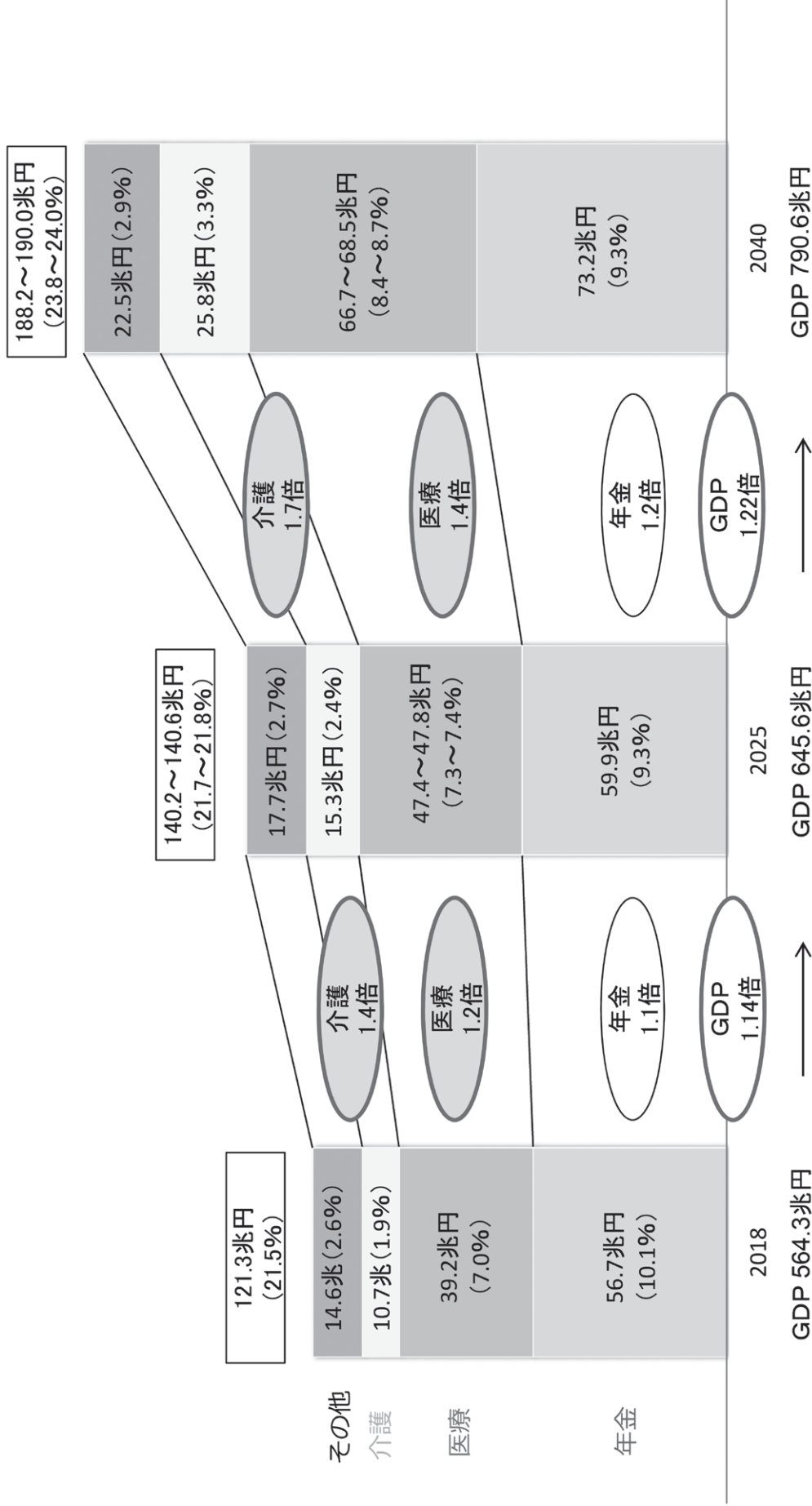
(注1) 国庫短期証券(T-Bill)を含む。②現物は債券ディーラー分を除いた計数。

(注2) 海外投資家の国債保有割合(左図)は、2018年12月時点における割合であり、国債流通市場における海外投資家売買シェア(左図)は、2018年第四半期(10-12月)における割合。

(注3) ②現物の市場規模は2018年の各月の売買金額の合計額であり、③先物の市場規模は2018年の取引代金の売買の合計金額である。

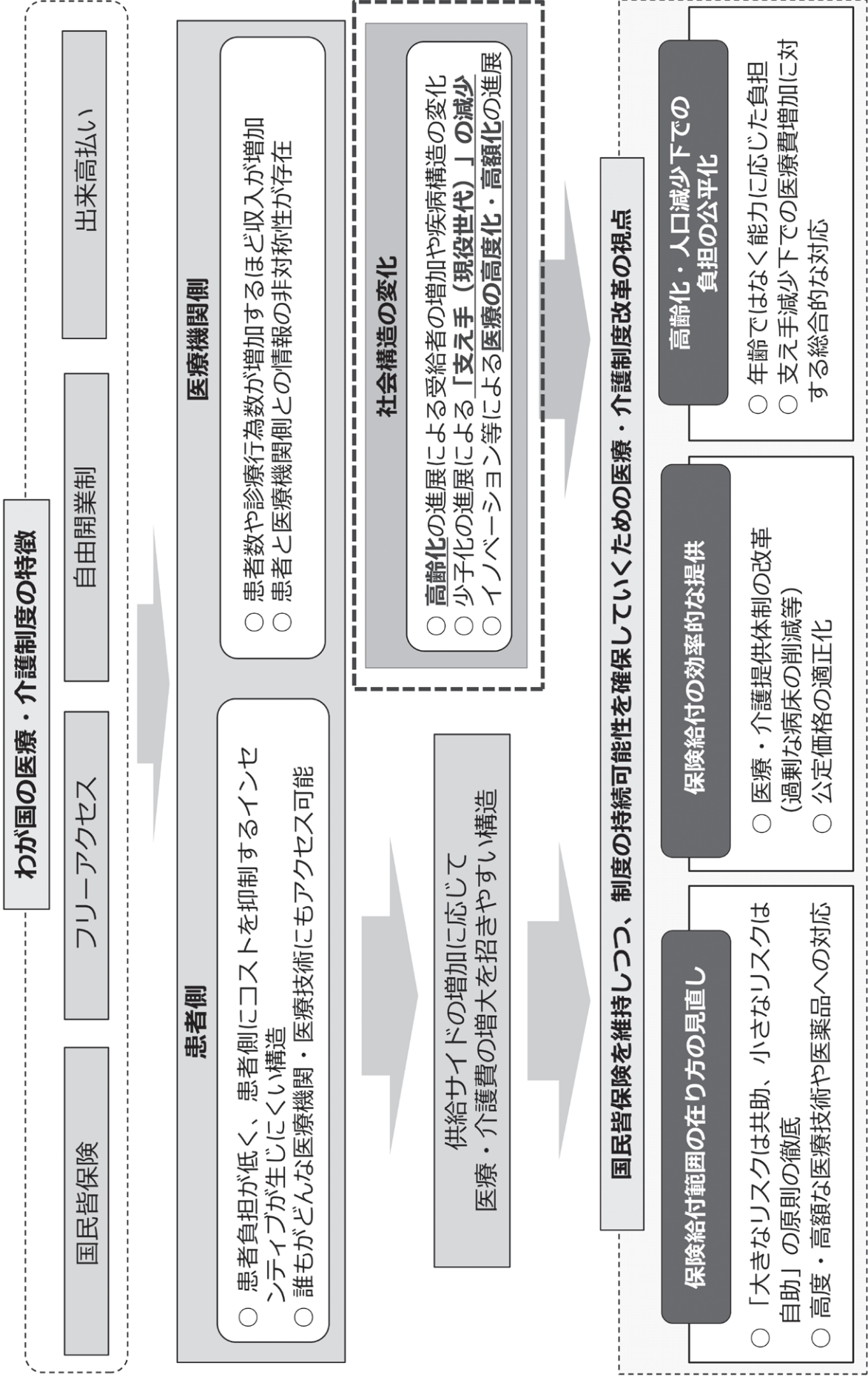
(出所) 日本銀行、日本証券業協会、東京証券取引所、大阪取引所

将来の社会保障給付の見通し



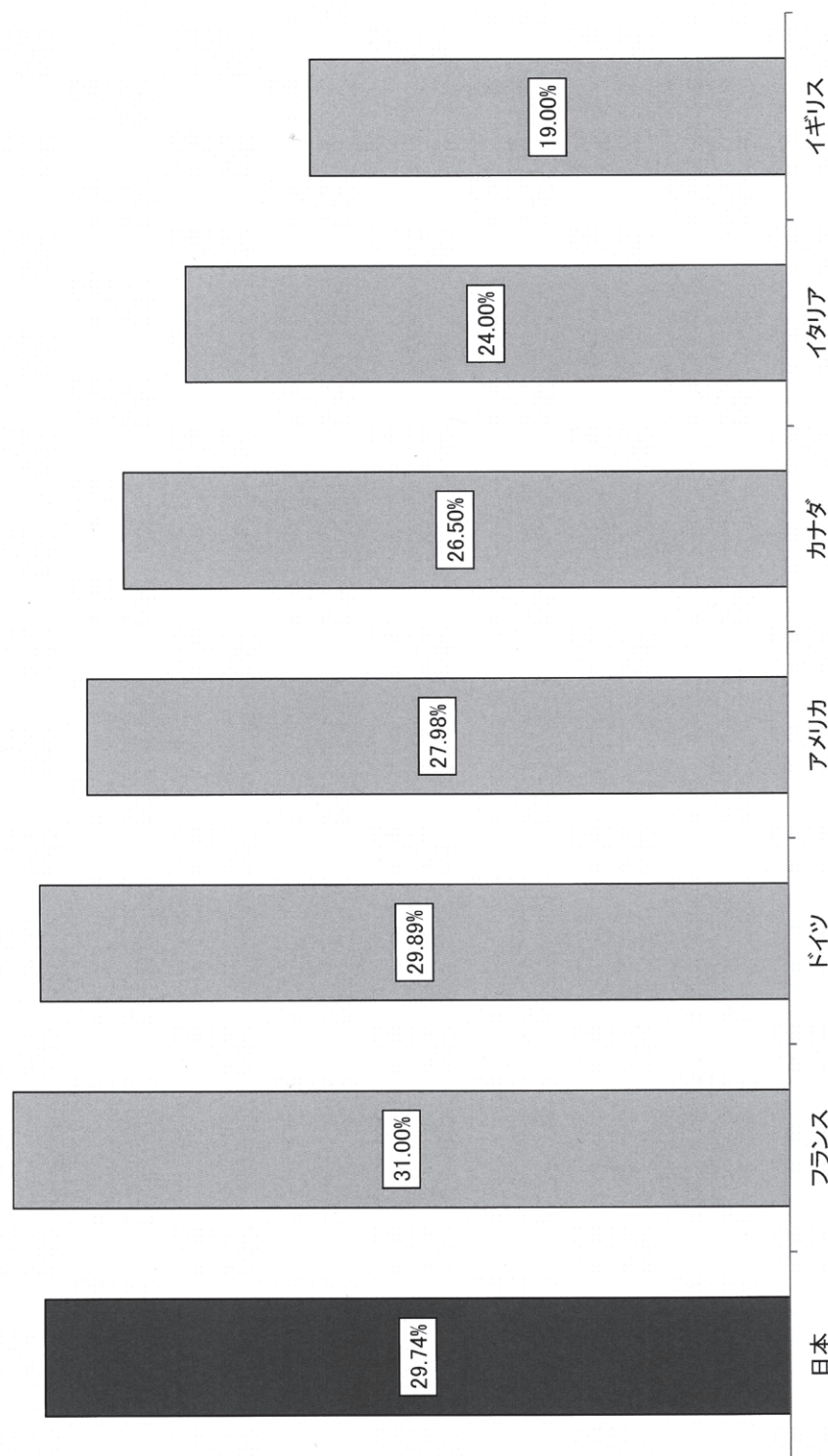
(出典)内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省「2040年を見据えた社会保障の将来見通し」(計画ベース・経済ベース・ケース) (2018年5月公表)

我が国の医療・介護制度の特徴と課題



法人実効税率の国際比較

(2019年1月現在)



(注1) 法人所得に対する税率(国税・地方税)。地方税は、日本は標準税率。アメリカはカリフォルニア州、ドイツは全国平均、カナダはオンタリオ州。フランスについては、課税所得のうち50万ユーロ以下の部分の税率は28%。なお、法人所得に対する税負担の一部が損金算入される場合は、その調整後の税率を表示。

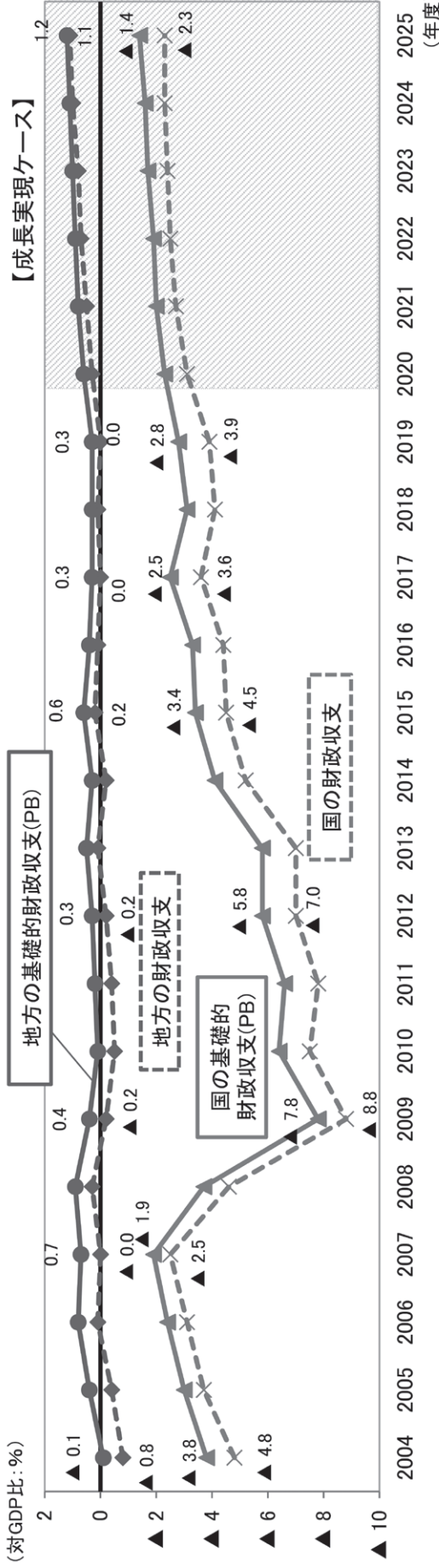
(注2) 日本においては、2015年度・2016年度において、成長志向の法人税改革を実施し、税率を段階的に引き下げ、37.00%(改革前)→32.11%(2015年度)、29.97%(2016-2017年度)→29.74%(2018年度～)となっている。

(注3) フランスにおいては、2018年から税率を段階的に引き下げ、2022年には25%となる予定。イギリスにおいては、2020年度から17%に引き下げる予定。

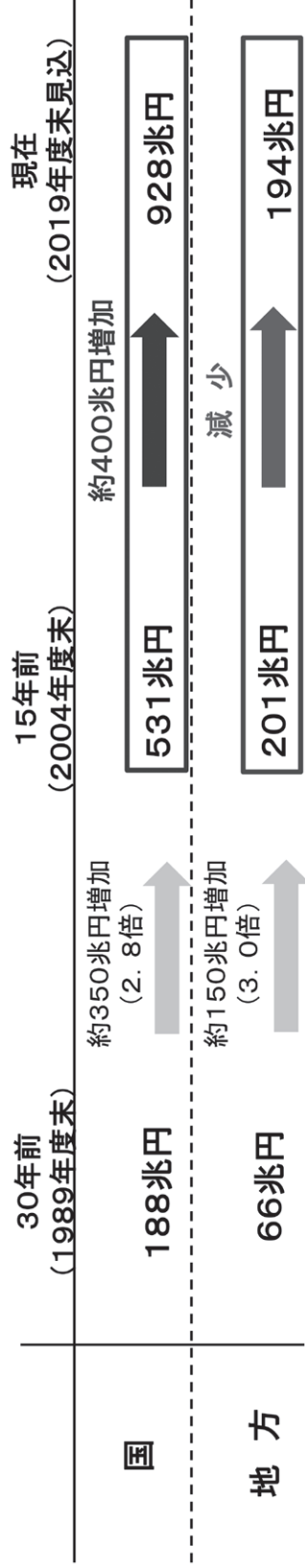
(出典) 各国政府資料等

国と地方の財政状況

＜基礎的財政収支(PB)・財政収支の推移(フロー)＞



＜国と地方の長期債務残高の推移(ストック)＞



(出所)内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(平成31年1月30日)

地方公務員給与の実態調査結果

ラスパイレス指数(全団体加重平均)

○ 平成30年4月1日現在 99.2 (前年 99.2 ±0)

※ラスパイレス指数:全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

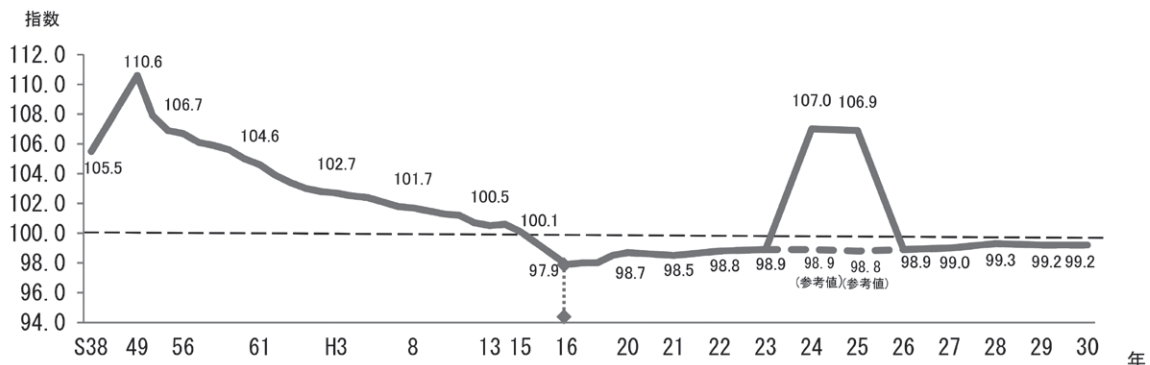
(1) 団体区分別平均

区 分	S49.4.1	H29.4.1	H30.4.1	増 減	
				S49→H30	H29→H30
全地方公共 団体平均	110.6	99.2	99.2	△ 11.4	0.0
都道府県	111.3	100.2	100.1	△ 11.2	△ 0.1
指定都市	116.1	99.9	100.3	△ 15.8	0.4
市	113.8	99.1	99.1	△ 14.7	0.0
町 村	99.2	96.4	96.4	△ 2.8	0.0
特別区	—	99.6	100.1	—	0.5

(2) 団体区分別最高値・最低値

区 分	H30.4.1			
	最高値		最低値	
都道府県	102.5	神奈川県	95.3	鳥取県
指定都市	103.0	静岡市	96.9	大阪市
市区町村	103.6	静岡県熱海市 静岡県三島市	79.6	大分県姫島村

(3) ラスパイレス指数の推移



※参考値:給与改定・臨時特例法による国家公務員の給与削減措置がないとした場合の値。

(4) その他

- ・地域手当補正後ラスパイレス指数 全地方公共団体平均 99.1
(ラスパイレス指数との差 △0.1)
- ・ラスパイレス指数に指定職を含めた場合の試算値 全地方公共団体平均 98.7
(ラスパイレス指数との差 △0.5)